①―１　異工種ＪＶの橋梁上部工を施工する者

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床板鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が25m以上であること。

㋓　架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。

㋐～㋓について同一工事とする。

①―２　異工種ＪＶの橋梁下部工を施工する者

㋔　基礎形式が深礎杭で杭長が15m以上の工事の施工実績を有すること。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

②―１　異工種ＪＶの橋梁上部工を施工する構成員は建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②―２　異工種ＪＶの橋梁下部工を施工する構成員は建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③―１　異工種ＪＶの橋梁上部工を施工する構成員は、建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

③―２　異工種ＪＶの橋梁下部工を施工する構成員は、建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　代表者要件　異工種建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定されてたものとする。

⑷　異工種建設工事共同企業体の協定　異工種建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「異工種建設工事共同企業体協定書㋁」を準用するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、異工種建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

異工種建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　異工種建設工事共同企業体の名称は、「熊本高森線　俵山大橋復旧工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に異工種建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、異工種建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格及び一次審査結果の通知を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

「熊本高森線　俵山大橋復旧工事」に係る地域維持型建設共同企業体としての競争参加者の資格（以下「地域維持型建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 28 年 10 月 18 日

九州地方整備局長　小平田浩司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　工事名　熊本高森線俵山大橋復旧工事

２　工事場所　熊本県阿蘇郡西原村鳥子地内

３　工事内容

橋梁形式：鋼３径間連続非合成鈑桁橋　橋長：Ｌ＝165.0m　鋼重：約450ｔ　架設工法：ケーブルエレクション直吊工法　最大支間長：Ｌ＝60.8m　下部工構造：Ａ１橋台：再構築（躯体高Ｈ＝6.0m、場所打ち杭　杭長Ｌ＝12.0m、杭径1.2m、ｎ＝６本）Ａ２橋台：再構築（躯体高Ｈ＝6.0m、場所打ち杭　杭長Ｌ＝25.0m、杭径1.2m、ｎ＝４本）Ｐ１橋脚：フーチング補強（12.5m(B)×12.5m(W)×4.0m(H)）増し杭補強（深礎杭φ2.5m、杭長Ｌ＝20.0m　ｎ＝４本）Ｐ２橋脚：柱ＲＣ巻立て補強（巻立て厚ｔ＝25㎝、巻立て高Ｈ＝10m）仮橋・仮桟橋：Ｌ＝200.0m

４　予定工期

契約締結の翌日から平成32年３月31日まで

５　申請の時期

平成28年10月19日から平成28年11月４日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成28年11月４日以降当該建設工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）（様式１）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年10月18日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）６⑴を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2522）

①　「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）（別添１）」の写し又は「地域維持型建設共同企業体協定書（乙）（別添２）」の写し

②　下記６⑵①の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年10月18日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　地域維持型建設共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない地域維持型建設共同企業体については、地域維持型建設共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の地域維持型建設共同企業体については、平成28年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して地域維持型建設共同企業体としての資格があると認定する。